

# 大磯町空き家バンク実施要綱

令和2年1月17日

大磯町告示第4号

(趣旨)

第1条 この要綱は、大磯町における空き家等の活用を通じて、良好な住環境の確保と地域の活性化を図るため、空き家バンクの実施について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家等 建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことを常態とする戸建住宅や店舗等及びその敷地をいう。
- (2) 所有者等 空き家等に関し所有権その他の権利の行使により当該空き家等の売却、賃貸等を行うことができる者をいう。
- (3) 利活用希望者等 空き家等の買取り、賃貸借等を希望する者をいう。
- (4) 空き家バンク 所有者等から受け付けた情報を必要に応じて、利活用希望者等に提供する仕組みをいう。
- (5) 不動産取引 空き家等について、売買及び賃貸借等を行うことをいう。
- (6) 不動産関係団体 不動産の売買又は賃貸借の取引の媒介又は代理を業とする者により組織される団体

(適用上の注意)

第3条 この要綱は、空き家バンクによる空き家等の取引以外の不動産取引を妨げるものではない。

(空き家バンクの登録)

第4条 所有者等は、当該所有者が所有する空き家等を空き家バンクに登録しようとするときは、本人確認書類を提示したうえで、大磯町空き家バンク所有者用登録申込書（第1号様式）及び大磯町空き家バンク物件カード（第2号様式）に空き家の所有権を証することができる書類を添えて町長に提出しなければならない。

2 空き家バンクに登録される空き家等の利活用希望者等は、本人確認書類等を提示したうえで、大磯町空き家バンク利活用希望者用登録申込書（第3号様式）を町長に提出しなければならない。

3 町長は、前2項の規定による空き家バンクの登録申込みがあった場合は、その内容等を確認の上、適切であると認めたときは空き家バンクに登録するものとする。ただし、次のいずれかに該当するときは、登録を行わないこととする。

- (1) 登録内容に虚偽があったとき。

(2) 登録しようとする空き家について、民事執行手続の開始決定等があったとき。

(3) その他町長が適当でないと認めるとき。

4 町長は、前項の規定による登録をしたときは、大磯町空き家バンク登録完了書（第4号様式）により通知するものとする。

5 空き家バンクの登録期間は、登録の日から起算して2年間とする。

（空き家バンクの継続・中止・変更の届出）

第5条 空き家バンクに登録された者は、次の各号のいずれかに該当するときは、大磯町空き家バンク登録（継続・中止・変更）届出書（第5号様式）を町長に提出しなければならない。

(1) 空き家バンクの登録を継続したいとき。

(2) 空き家バンクの登録を中止したいとき。

(3) 空き家バンクの登録内容を変更したいとき。

（空き家バンクの登録の取消し）

第6条 町長は、空き家バンクに登録された者が次の各号のいずれかに該当するときは、空き家バンクの登録を削除するとともに、大磯町空き家バンク登録取消通知書（第6号様式）により通知するものとする。

(1) 大磯町空き家バンク登録（継続・中止・変更）届出書（第5号様式）により登録中止の届出があったとき。

(2) その他町長が適当でないと認めるとき。

（不動産関係団体との連携等）

第7条 町長は、空き家バンクの円滑な運営を目的として、不動産団体と連携を図るものとする。

（所有者と利活用希望者の交渉等）

第8条 町長は、所有者と利活用希望者における交渉、売買及び賃貸借等の契約に直接関与しないものとする。

2 所有者は、利活用希望者との交渉等の結果について、速やかに町長に報告するものとする。

（個人情報の取扱い）

第9条 空き家バンクに登録された者と不動産関係団体等は、大磯町空き家バンクの利用により取得した個人情報の取扱いについて、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び大磯町個人情報保護条例（平成12年大磯町条例第11号）の趣旨に則り、次に掲げる事項を順守しなければならない。

(1) 個人情報を不当な目的のために利用しないこと。

(2) 個人情報を流出させ、毀損し、又は滅失しないよう適正に管理すること。

(3) 個人情報の流出、毀損又は滅失の事案が発生したときは、速やかに町長に報告し、その指示に従うこと。

(免責)

第10条 空き家バンクに関して生じた全ての紛争(空き家バンクを利用した交渉又は契約等に係るものを含む。)は、空き家バンクに登録された者と不動産関係団体等が解決するものとする。

2 空き家情報の登録、登録の取消しその他の空き家バンクの利用により損害(第三者への損害を含む。)が発生した場合であっても、その損害について、町は一切責めを負わないものとする。

(適用除外)

第11条 大磯町暴力団排除条例(平成24年大磯町条例第7号)に定める暴力団員及びその者を含む世帯に属するものは、いかなる場合にもこの要綱の適用を受けることができないものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(令和8年6月18日大磯町告示第74号)

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の大磯町空き家バンク実施要綱の規定は、この告示の施行の日以後の登録について適用し、同日前までの登録については、なお従前の例による。

第1号様式（第4条関係）

大磯町空き家バンク所有者用登録申込書

年 月 日

大磯町長 殿

住 所

氏 名

大磯町空き家バンク実施要綱に定める制度の趣旨等を理解し、次に掲げる条件を承諾の上、同要綱第4条第1項の規定により大磯町空き家バンクへの登録を申し込みます。

併せて、次の項目について同意します。

- 契約交渉に関わる全てについて、不動産関係団体へ仲介等を依頼し、情報提供すること。
- 登録内容は、別紙大磯町空き家バンク物件カード（第2号様式）に記載のとおりで、必要に応じて大磯町ホームページ等へ掲載すること。

- 注1 大磯町個人情報保護条例（平成12年大磯町条例第11号）の規定の趣旨に基づき、申込みに係る個人情報は、「空き家等の利活用希望者」「不動産関係団体」等への提供のほか、本事業の目的以外に利用しません。
- 2 大磯町暴力団排除条例（平成24年大磯町条例第7号）の規定に基づき、暴力団員及びその者を含む世帯に属するものは、いかなる場合にもこの要綱の適用を受けることはできません。

第2号様式（第4条関係）

大磯町空き家バンク物件カード

申請日	年 月 日
区分	<input type="checkbox"/> 建物 <input type="checkbox"/> 土地 <input type="checkbox"/> 店舗
登録番号	

物件所在地	大磯町	用途地区	
希望価格	<input type="checkbox"/> 賃貸 円/月位	<input type="checkbox"/> 敷金 ヶ月	<input type="checkbox"/> 礼金 ヶ月
	<input type="checkbox"/> 売却 円位		
所有者 又は管理者	〒	住所	
	氏名		TEL
	携帯		FAX
	eメール	@	
その他 連絡先	〒	住所	
	連絡先名		TEL

物件の概要	面積		構造	建築年	年 月 日		
	建物	1階	m <sup>2</sup> 坪	<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 軽量鉄骨造 <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート <input type="checkbox"/> その他	補修要否 <input type="checkbox"/> 補修は必要 <input type="checkbox"/> 多少補修必要 <input type="checkbox"/> 大幅補修必要 <input type="checkbox"/> 現在補修中	補修費用負担 <input type="checkbox"/> 所有者負担 <input type="checkbox"/> 入居者負担 <input type="checkbox"/> その他	管理 <input type="checkbox"/> 放置 <input type="checkbox"/> 別荘 <input type="checkbox"/> その他
		2階	m <sup>2</sup> 坪				
	土地		m <sup>2</sup> 坪				
	店舗		m <sup>2</sup> 坪		改修の可否	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 否	
	間取り	1階	<input type="checkbox"/> 居間 ( ) 畳 <input type="checkbox"/> 台所 <input type="checkbox"/> 風呂 <input type="checkbox"/> トイレ <input type="checkbox"/> その他 ( ) 畳 <input type="checkbox"/> 洋室 ( ) 畳 ( ) 畳 <input type="checkbox"/> 和室 ( ) 畳 ( ) 畳 ( ) 畳				
		2階	<input type="checkbox"/> 洋室 ( ) 畳 ( ) 畳 <input type="checkbox"/> 和室 ( ) 畳 ( ) 畳 ( ) 畳 <input type="checkbox"/> その他				
設備状況	電気	<input type="checkbox"/> 引き込み済 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> その他				特記事項	
	ガス	<input type="checkbox"/> プロパンガス <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> その他					
	水道	<input type="checkbox"/> 上水道 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> その他 ( )					
	風呂	<input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> 灯油 <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> その他 ( )					
	下水道	<input type="checkbox"/> 下水道 <input type="checkbox"/> 浄化槽 <input type="checkbox"/> その他					
	トイレ	<input type="checkbox"/> 水洗 <input type="checkbox"/> 汲取 / <input type="checkbox"/> 和 <input type="checkbox"/> 洋					
	車庫	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有		物置	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有		
庭	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有		その他	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有			
立地	学区	<input type="checkbox"/> 大磯 <input type="checkbox"/> 国府		スーパー、CVS	徒歩・車 分		
	最寄駅	駅(徒歩・バス 分)		最寄バス停	徒歩 分		

受付日	年 月 日	現地確認日	年 月 日
登録日	年 月 日	有効期日	年 月 日
登録抹消日	年 月 日	<input type="checkbox"/> 契約成立 <input type="checkbox"/> 登録抹消 <input type="checkbox"/> その他 ( )	

※抵当権、相続登記及びその他説明事項等がある場合は、特記事項へ記載してください。  
 なお、記載漏れにより瑕疵担保責任等が生じた場合、町は一切責任を負いかねます。

第3号様式（第4条関係）

大磯町空き家バンク利活用希望者用登録申込書

年 月 日

大磯町長 殿

申請者

大磯町空き家バンク実施要綱に定める制度の趣旨等を理解し、次に掲げる条件を承諾の上、同要綱第4条第2項の規定により、空き家バンクに登録された空き家等の利活用について申し込みます。

住 所 \_\_\_\_\_  
生 年 月 日 \_\_\_\_\_ 年 月 日  
電 話 番 号 \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_  
ファックス番号 \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_  
E - m a i l \_\_\_\_\_ @ \_\_\_\_\_

活用条件：立地、間取り、家賃等の活用に当たっての詳細条件

- (分 類) 建物 土地 店舗  
(希望価格) 賃貸借 ( \_\_\_\_\_ 円/月 程度)  
売 買 ( \_\_\_\_\_ 円 程度)  
(その他)

併せて、次の項目について同意します。

- 契約交渉に関わる全てについて、不動産関係団体へ仲介等を依頼し、  
情報提供すること。  
 活用条件を、必要に応じて大磯町ホームページ等へ掲載すること。

注1 大磯町個人情報保護条例（平成12年大磯町条例第11号）の規定の趣旨に基づき、申込みに係る個人情報は、「空き家等の利活用希望者」「不動産関係団体」等への提供のほか、本事業の目的以外に利用しません。

2 大磯町暴力団排除条例（平成24年大磯町条例第7号）の規定に基づき、暴力団員及びその者を含む世帯に属するものは、いかなる場合にもこの要綱の適用を受けることはできません。

第4号様式（第4条関係）

大磯町空き家バンク登録完了書

第 年 月 日 号

様

大磯町長

印

大磯町空き家バンク実施要綱第4条第4項の規定により、空き家バンクへの登録が完了しましたので通知します。

登録番号 : \_\_\_\_\_

登録日 : \_\_\_\_\_ 年 月 日

有効期限 : \_\_\_\_\_ 登録の日から2年間

※変更等生じた場合、速やかに手続きを行ってください。

第5号様式（第5条関係）

大磯町空き家バンク（継続・中止・変更）届出書

年 月 日

大磯町長 殿

住 所

氏 名

大磯町空き家バンク実施要綱第5条の規定により、大磯町空き家バンクについて（継続・中止・変更）を届け出ます。

登録番号

---

※変更の場合は、変更内容を記載してください。

---

※中止の場合は、中止理由を記載してください。

---

第6号様式（第6条関係）

大磯町空き家バンク登録取消通知書

第 年 月 日  
年 月 日

申請者 様

大磯町長 印

大磯町空き家バンク実施要綱第6条の規定により、空き家バンクの登録を  
消したので通知いたします。

登録番号 : \_\_\_\_\_

取消理由 : \_\_\_\_\_